

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

社宅の賃借料の計算方法 (役員の場合)

Q：役員に貸与する社宅の賃借料はどのように決めればよいですか。

A：社宅を役員に貸与する場合の賃借料は使用人の社宅の賃借料と異なり、床面積の大小や借上社宅であるかどうかによって計算方法が異なります。

(1) 自社所有の社宅の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times 12\% \begin{array}{l} \text{(木造家屋以外} \\ \text{の家屋につい} \\ \text{ては10\%)} \end{array} \right. \\ \left. + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地} \\ \text{の固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times 6\% \right) \times 1/12 = \text{賃借料 (月額)}$$

(注) ここで「木造家屋以外の家屋」とは耐用年数が30年を超える住宅用の建物をいい、木造家屋とは30年以下のものをいいます。

(2) 他から借り上げた社宅の場合

家主に支払う賃借料(月額)の2分の1に相当する金額と、その社宅が自社所有のものであるとして上記の算式により計算した賃借料(月額)とのうち、いずれか多い金額によります。(所基通36-40)

(3) 小規模な社宅の場合

社宅の1世帯当たりの床面積が132㎡(木造家屋以外の家屋は99㎡)以下である社宅については上記(1)(2)にかかわらず、前号でご紹介した使用人社宅の賃借料の計算方法によって計算した金額によります。(所基通36-41)

役員が社宅を借りる場合
家賃は使用人と同じで
いいのかな



役員と使用人とでは
家賃の計算方法が違います



役員の場合、
固定資産税評価額の10%
(土地部分は6%)

が1年分の家賃と
思って下さい



固定資産税が
上がったら
やっぱり値上げ?

ええ
改訂して下さい

